

3. 議会関係

(5) 法第100条第12項の規定による協議又は調整を行う場に関する調（平成26年4月1日現在）

① 都道府県分

ア 総括表

都道府県名	協議又は調整を行う場の数
北海道	10
青森県	5
岩手県	8
宮城県	8
秋田県	5
山形県	8
福島県	13
茨城県	5
栃木県	8
群馬県	6
埼玉県	6
千葉県	4
東京都	3
神奈川県	11
新潟県	7
富山県	6
石川県	6
福井県	8
山梨県	11
長野県	5
岐阜県	10
静岡県	8
愛知県	10
三重県	6
滋賀県	13
京都府	10
大阪府	12
兵庫県	9
奈良県	11
和歌山県	7
鳥取県	7
島根県	6
岡山県	6
広島県	12
山口県	5
徳島県	2
香川県	8
愛媛県	6
高知県	1
福岡県	3
佐賀県	7
長崎県	5
熊本県	4
大分県	3
宮崎県	9
鹿児島県	13
沖縄県	2
合計	338

イ 内訳表

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
北海道	各派会長会議	議会全体にかかわる問題又は議会運営上必要な事項について協議又は各派間の意見調整を行う。	議長、副議長、会派の代表者及び議長が必要と認めた者	議長	20.10.14	
北海道	各派幹事部会議	一般選挙後の最初の議会に向けた準備事項等について協議を行う。	議長、副議長、各派の代表者及び議会運営委員会の委員長並びに副委員長	議長	20.10.14	
北海道	各派世話人協議会	一般選挙後の最初の議会において、議会運営委員会が構成されるまでの間、議会構成等議会の運営に係る事項について、協議又は調整を行う。	各派から世話人として推薦された者、年長の議員及び改選前の議長で議長であった議員	議会事務局長	20.10.14	
北海道	各派代表者会議	一般選挙後の最初の議会において、議会運営委員会が構成されるまでの間、議会構成等議会の運営に係る事項について、協議又は調整を行う。	会派の代表者、年長の議員及び出席を認められた諸派の議員	座長（座長選出前は議会事務局長）	20.10.14	
北海道	各派幹事長会議	議会運営上必要な事項について、各派間の意見調整を行う。	各派の幹事長	議長又は座長	20.10.14	
北海道	北海道議会情報公開審査会	北海道議会情報公開条例第21条に規定する意見の求めに応じ審議を行う。	議長が指名した者	会長（会長選出前は議長）	20.10.14	H11.6.2設置
北海道	北海道議会広報委員会	議会広報活動について、その円滑な推進を図るため協議を行う。	各派（1人会派を除く。）が推薦する者	委員長（委員長選出前は議長）	20.10.14	H16.10.1設置
北海道	道議会議員定数等検討協議会	道議会議員の総定数を定めるとともに、選挙区別議員定数等の見直しのための協議を行う。	各派の幹事長	座長（座長選出前は議長）	20.10.14	
北海道	議会改革等検討協議会	道財政の健全化、議会の機能強化及び運営の改善その他議会の改革に必要な事項等を検討する。	副議長、各派（1人会派を除く。）が推薦する者	座長	20.10.14	H9.10.16設置
北海道	議会庁舎改築整備等検討協議会	議会庁舎の改築の在り方、必要な改修整備及び耐震化手法等について検討を行う。	議長であった議員及び各派（1人会派を除く。）の代表者	座長	21.12.15	
青森県	各会派代表者会議	議会の運営の基本的事項に関する協議及び調整	議長、副議長、各会派の代表者及び無所属議員	議長	20.10.17	
青森県	議員全員協議会	県政の重要な課題に関する協議及び調整	議員	議長	20.10.17	
青森県	広報図書委員会	議会の広報及び広聴並びに議会図書室の充実に関する協議及び調整	議長が委嘱した議員	委員長	25.12.11	
青森県	各委員長合同会議	議会の予算に係る執行計画等に関する協議及び調整	議長、副議長並びに常任委員会、議会運営委員会、特別委員会及び広報図書委員会の委員長	議長	20.10.17	
青森県	各会派世話人協議会	一般選挙後最初の議会において議会運営委員会が組織されるまでの間における議会の運営に関する協議及び調整	各会派から選出された議員	議会事務局長	20.10.17	
岩手県	全員協議会	議会運営の基本的事項又は議長が必要と認める事項に関し協議又は調整を行うため	全議員	一般選挙後最初に行われるものにあつては事務局長、その他のものにあつては議長	20.12.12	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
岩手県	議会運営世話人会	議会運営委員会委員が選任されるまでの間、議会運営委員会の調査すべき事項に関し協議又は調整を行うため	交渉団体である会派において指名した議員	事務局長	20.12.12	
岩手県	正副常任委員長会議	常任委員会の運営又は調査に関し協議又は調整を行うため	常任委員会の正副委員長である議員	議長	20.12.12	
岩手県	正副特別委員長会議	特別委員会（当初予算又は決算に係るものを除く。右欄において同じ。）の運営又は調査に関し協議又は調整を行うため	特別委員会の正副委員長である議員	議長	20.12.12	
岩手県	特別委員会世話人会	特別委員会（議長を除く全議員で構成するものに限る。）の運営に関し協議又は調整を行うため	当該特別委員会の正副委員長である議員及び交渉団体である会派において指名した議員	当該特別委員会委員長	20.12.12	
岩手県	発議案調整会議	発議案の取扱いに関し協議又は調整を行うため	交渉団体である会派において指名した議員	議会運営委員会委員長	20.12.12	
岩手県	広聴広報会議	議会の広聴広報活動に関し協議又は調整を行うため	交渉団体である会派において指名した議員	最初に行われるものにあつては議会運営委員会委員長、その他のものにあつては座長	21.6.26	
岩手県	議会改革推進会議	議会の改革及び活性化に関し協議又は調整を行うため	交渉団体である会派において指名した議員	最初に行われるものにあつては議会運営委員会委員長、その他のものにあつては座長	21.6.26	
宮城県	宮城県議会各会派代表者会議	議会活動の円滑な運営のための協議又は調整	議長、副議長、所属議員5名以上の各会派の代表者2名、議会運営委員長	議長	20.10.3	
宮城県	宮城県議会議員全員協議会	議会活動及び議会円滑に関する重要案件の協議	議員全員	議長	20.10.3	
宮城県	宮城県議会常任委員長会議	常任委員会の円滑な運営に関し、各常任委員会間において調整が必要な事項等についての協議	議長、副議長、各常任委員長、議会運営委員長	議長	20.10.3	
宮城県	宮城県議会合同会議	世話人会の開催に関し協議又は調整を行う	議長、副議長、議会運営委員、各会派（所属議員2人以上のものに限る）の代表者1名	議長	20.10.3	
宮城県	宮城県議会世話人会	一般選挙後最初に招集される議会の運営について、議長等が選任されるまでの間の必要な事項に関し協議又は調整を行う	前議長、前副議長、前議会運営委員、各会派（所属議員2人以上のものに限る）の代表者1名	議事事務局長（最初）、座長（その後）	20.10.3	
宮城県	宮城県議会広報委員会	議会広報の実施に関する基本的な事項を協議し、その適切な執行を図る	各会派（所属議員2人以上のものに限る）の推薦を受けて議長が指名する議員	議長（最初）、委員長（その後）	20.10.3	
宮城県	宮城県議会各会派政務調査会長会議	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行う	各会派（所属議員2人以上のものに限る）の政務調査会長	座長	20.10.3	
宮城県	宮城県議会議会改革推進会議	議会改革の推進に関する基本的な事項の協議又は調整を行う	各会派の推薦を受けて議長が指名する議員	議長（最初）、委員長（その後）	21.7.10	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
秋田県	全員協議会	県政の課題又は議会の運営に関し協議又は調整を全議員で行うため	全議員	議長	20.10.1	
秋田県	県政協議会	議案の審査等に関し執行機関との協議又は調整を行うため	全議員	議長	20.10.1	
秋田県	会派代表者会議	議会活動、議会運営及び議員に関する基本的な事項について協議又は調整を行うため	議長、副議長、議会運営委員長及び各会派を代表する議員	議長	20.10.1	
秋田県	正副委員長会議	委員会の運営に関する基本的な事項について協議又は調整を行うため	議長、副議長、各委員長及び各副委員長	議長	20.10.1	
秋田県	世話人会	一般選挙後の議員の任期の起算日から一般選挙後初めて招集される議会の招集日までの間に議会の運営に関し協議又は調整を行うため	各会派から選出された議員	議会事務局長	20.10.1	
山形県	山形県議会会派協議会	議会の運営に関する各会派間の協議又は調整	議長及び副議長、議会運営委員会の委員長及び副委員長並びに各交渉団体（議長に届け出ている会派のうち所属議員5人以上を有する会派）から選出された議員	議会運営委員長	20.10.14	
山形県	山形県議会世話人会	一般選挙後、新たな議会運営委員が決まるまでの間の議会の運営に関する協議又は調整	各交渉団体から選出された議員	議会運営委員長	20.10.14	
山形県	山形県議会代表世話人会	一般選挙後、山形県議会会派協議会の新たな構成員が決まるまでの間の議会の運営に関する各会派間の協議又は調整	各交渉団体から選出された議員	議会運営委員長	20.10.14	
山形県	山形県議会政治倫理審査会	議員の行為規範に違反した疑いがある議員の審査	議長が指名する議員	政治倫理審査会委員長	20.10.14	
山形県	山形県議会政策提言会	議会の政策提言の決定及び知事に対する提言	全議員	議長	20.10.14	
山形県	山形県議会政務活動費等検討委員会	政務活動費等の諸課題についての協議	議長が指名する議員	政務活動費等検討委員長	25.3.15	
山形県	山形県議会議会改革推進会議	議会基本条例案の策定及びその他議会改革に関する協議	全議員	議長	25.3.15	
山形県	山形県議会広報・広聴委員会	議会広報・広聴のあり方についての協議	議長が指名する議員	広報・広聴委員長	25.3.15	
福島県	福島県議会代表者会議	議長が必要と認めた事項について協議又は調整を行う。	議長、副議長及び交渉会派から推薦された代表者各1人	議長	20.10.17	
福島県	福島県議会各派交渉会	議会の組織構成又は議会の運営について協議又は調整を行う。	議長、副議長、議会運営委員長及び交渉会派から推薦された議員	議長	20.10.17	
福島県	福島県議会世話人会	一般選挙により新たに選挙された議員による議会の組織構成及び一般選挙後最初の会議の運営について協議又は調整を行う。	一般選挙により新たに選挙された議員の任期開始前の議長及び副議長並びに交渉会派から推薦された議員	座長	20.10.17	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
福島県	福島県議会総括審査会	本会議又は常任委員会で論議が尽くせなかつた問題、2つ以上の常任委員会にまたがる問題等の審査を行う。	全常任委員会の委員	委員長	20.10.17	
福島県	福島県議会全員協議会	県政の重要な課題について協議を行う。	全議員	議長	20.10.17	
福島県	福島県議会政務調査審議会	意見書案及び決議案、議会事務局の行う諸調査、図書室の整備運営等について審議し、各会派の意見の調整を図る。	議長、副議長及び交渉会派から推薦された委員	議長	20.10.17	26.4.1現在、委員は委嘱されてはいない。
福島県	福島県議会広報委員会	議会広報活動について協議し、その円滑な推進を図る。	委員長、副委員長及び委員7人	委員長	20.10.17	
福島県	福島県議会正副委員長会議	委員会共通の事項について協議又は調整を行う。	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長	座長	20.10.17	
福島県	福島県議会エネルギー政策議員協議会	エネルギー政策について協議するとともに、エネルギー問題に関する情報を提供し、県民のエネルギー政策に対する理解の促進を図る。	議長、副議長及び委員12人	会長	20.10.17	
福島県	福島県議会情報公開審査会	福島県議会情報公開条例(平成13年福島県条例第36号)第20条第1項の規定による意見の求めに応じ不服申立てについて調査を行う。	委員8人以上	会長	20.10.17	
福島県	福島県議会公立大学法人中期目標検討委員会	知事が策定する福島県公立大学法人「中期目標」について調査検討を行う。	委員10人	委員長	20.10.17	
福島県	福島県議会尾瀬水資源対策協議会	尾瀬水資源の開発及び利用につき、その基本的な対策を講ずるため協議を行う。	議長、副議長及び委員16人以上	会長	20.10.17	26.4.1現在、委員は委嘱されてはいない。
福島県	福島県議会政務活動費検討会	政務活動費に関する事項について検討を行い、福島県政務活動費の交付に関する条例(平成十三年福島県条例第三十三号)の適正な運用を図る。	委員十人	会長	25.3.29	
茨城県	会派代表者会議	一般選挙後最初の議会に際し、議会運営委員会が設置されるまでの間、議会の運営に関し協議又は調整を行うため。	議長、副議長及び各会派を代表する議員	議長	20.9.9	
茨城県	正副委員長会議	各委員会の運営に関し協議又は調整を行うため。	議長、副議長及び各委員会正副委員長	議長	20.9.9	
茨城県	情報委員会	議会の情報公開及び広報活動に関すること。	議長が指名した議員	委員長	20.9.9	
茨城県	県議会改革等調査検討会議	本会議・委員会の審議・審査の活性化、議員定数・選挙区のあり方、その他必要な事項について調査・検討を行うため。	会派から選出された議員	座長	23.3.22	
茨城県	茨城県議会基本条例検討委員会	茨城県議会基本条例(仮称)の作成について検討を行うため。	会派から選出された議員	委員長	23.12.8	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
栃木県	各派代表者会議	各党派間の連絡及び意見調整	議長、副議長、所属議員3人以上の会派を代表する議員及び議長経験者を代表する議員	議長	20.12.12	
栃木県	正副委員長・会長会議	委員会等の運営の基本的事項等に関する協議及び調整	議長、副議長、議会運営委員会、常任委員長及び特別委員会の委員長及び副委員長並びに検討会及び協議会の会長及び副会長	議長	20.12.12	
栃木県	議員全員協議会	県政の重要課題及び議会の運営等に関する協議及び調整	全議員	議長（議長の職務を行う者がいないときは、議会事務局長）	20.12.12	
栃木県	世話人会	一般選挙後議会運営委員が選任されるまでの間の議会の運営に関する協議及び調整	各会派を代表する議員、議長経験者を代表する議員	座長（座長の職務を行う者がいないときは、議会事務局長）	20.12.12	
栃木県	新議員説明会	議会の運営等に関する聴取及び協議	初当選の議員	議長（議長の職務を行う者がいないときは、議会事務局長）	20.12.12	
栃木県	栃木県議会情報公開審査会	栃木県議会情報公開条例（平成12年栃木県条例第1号）第19条に規定する意見の求めに応じたたたき	議長が指名した議員	会長（会長の職務を行う者がいないときは、議長）	20.12.12	
栃木県	栃木県議会国会等移転促進協議会	国会等の移転促進に関する調査及び協議	会派から選出された議員	会長	20.12.12	
栃木県	次期プラン検討会	次期プランに関する調査及び協議	会派から選出された議員（議長が必要と認められたときは全議員）	会長	26.3.25	
群馬県	各党（会）派世話人会	改選時における議会運営委員会が設置されるまでの間の議会の運営に関する協議又は調整	改選前の代表者会議で、構成員を選出することが決定された党（会）派から選出された議員	議会事務局長	20.9.18	
群馬県	代表者会議	議会の運営に関する党（会）派間の協議又は調整	議長、副議長、議会運営委員会の委員長及び議会運営委員会が定めるところにより交渉団体として認められた党（会）派から選出された議員	議長	20.9.18	
群馬県	全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関する議員全体の協議又は調整	全議員	議長	20.9.18	
群馬県	正副委員長会議	委員会における議案の審査又は委員会の運営に関する協議又は調整	議長、副議長並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長	議長	20.9.18	
群馬県	図書広報委員会	群馬県議会図書室の運営及び議会広報に関する協議	議長が議会運営委員会に呼ばって指名した議員	委員長	20.9.18	
群馬県	議会基本条例推進委員会	群馬県議会基本条例に定める基本理念を実現するための具体的な取組、議会改革に関する事項等の協議	交渉団体から選出された議員	委員長	24.5.29	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
埼玉県	各会派代表者会議	議会全般の諸問題に関し協議又は調整を行うこと。	議長、副議長、議会運営委員の選出会派の代表者並びに議会運営委員会の委員長及び副委員長	議長（議長の職務を行う者がいないときは、議会事務局長）	20.10.14	
埼玉県	正副委員長会議	各委員会の共通事項の取扱い等に関し協議又は調整を行うこと。	議長、副議長、常任委員会の委員長及び副委員長、議会運営委員会の委員長及び副委員長並びに図書室委員会の委員長及び副委員長	議長	20.10.14	
埼玉県	初顔合わせ会	一般選挙後最初の議会前において地方自治法第121条第1項本文に規定する者の紹介等を受けること。	全議員	知事	20.10.14	
埼玉県	世話人会	一般選挙後最初の議会前において議会の運営に関し協議又は調整を行うこと。	議会運営委員の選出会派の代表者	世話人会会長（世話人会会長の職務を行う者がいないときは、議会事務局長）	20.10.14	
埼玉県	予算説明会	予算に関し説明を受けること。	全議員	議長（議長の職務を行う者がいないときは、議会事務局長）	20.10.14	
埼玉県	図書室委員会	図書室の運営方針を決定すること。	議長が任命した者	図書室委員会委員長（図書室委員会委員長の職務を行う者がいないときは、議長）	20.10.14	
千葉県	各会派代表者会議	各会派等間の連携及び意見の調整	議長、副議長、会派（所属する議員が3人以上のものに限る。）の代表者その他議長が会議への出席を認められた者	議長	20.9.18	
千葉県	千葉県議会議員定数等検討委員会	議員の定数等に関する協議	各会派から推薦された者その他委員長が委員会への出席を認められた者	委員長（委員長の職務を行う者がいないときは議長）	26.2.12	
千葉県	千葉県議会図書室運営委員会	図書室の管理及び運営に関する審議	議長が選任した議員	委員長（委員長の職務を行う者がいないときは議長）	20.9.18	
千葉県	千葉県議会史編さん委員会	千葉県議会史の編さんに関する調査及び協議	議長が選任した議員	委員長（委員長の職務を行う者がいないときは議長）	20.9.18	
東京都	各派世話人協議会	一般選挙後最初に行う臨時会の招集請求に関する事項並びに新たな議会の構成及び運営に当面必要な事項について協議を行う。	議長が別に定める基準に基づき各会派（所属議員が1人の場合を含む。）が所属議員のうちから選定した世話人	各派世話人協議会において選任した座長として、座長がいないときは議会事務局長とする。	20.10.6	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
東京都	各派代表者会	一般選挙後最初に行う臨時会の招集請求及び議事運営に関する事項並びに新たな議会の構成及び運営に必要な事項について協議を行う。	議長が別に定める基準に基づき各会派が所属議員のうちから選定した代表者	各派代表者会において互選した座長とし、座長がいなければ議長とす。	20.10.6	
東京都	常任・特別委員長会議	委員会運営上の共通事項及び課題について協議又は調整を行う。	議長、副議長、常任委員長及び特別委員長	議長	20.10.6	
神奈川県	団長会（正副団長を含む。）	議会運営等に関し会派間の意見調整等を行うため	議長及び副議長並びに所属議員数4人以上の会派から選出する議員	議長	20.10.17	
神奈川県	団長協議会（正副団長協議会を含む。）	一般選挙後、団長会が設置されるまでの間、議会運営等に関し会派間の意見調整等を行うため	所属議員数4人以上の会派から選出する議員	局長	20.10.17	
神奈川県	世話人会	一般選挙後、議会運営委員会が設置されるまでの間、議会運営等に関し協議等を行うため	議長及び副議長並びに所属議員数4人以上の会派から選出する議員	議長	20.10.17	
神奈川県	議運世話人会	一般選挙後、議会運営委員会選任までの間、会派間の意見調整等を行うため	所属議員数4人以上の会派から選出する議員	座長	20.10.17	
神奈川県	議案説明会	提出議案に関し協議等を行うため	全議員	議長	20.10.17	
神奈川県	正副委員長会	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に関し協議を行うため	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長	議長	20.10.17	
神奈川県	常任委員会調査会	常任委員会の審査及び調査を補完するため、所管事項に関し協議等を行うため	常任委員会の委員	委員長	20.10.17	
神奈川県	予算委員会	予算及び予算関係の議案に関し協議等を行うため	議会運営委員会の委員長の名指により選出する議員	委員長	20.10.17	
神奈川県	開かれた議会づくりのための広報委員会	議会広報に関し協議を行うため	議長及び副議長並びに所属議員数4人以上の会派から選出する議員	議長	20.10.17	
神奈川県	議員定数等検討委員会	議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し協議等を行うため	議会運営委員会の委員長の指名により選出する議員	委員長	22.9.24	
神奈川県	議会改革検討会議	議会改革に関し協議等を行うため	所属議員数4人以上の会派から選出する議員	座長	23.5.31	
新潟県	各党会派代表者会議	次の事項に関する協議又は調整 ①議会運営委員会から委ねられた事項 ②構成員が所属する党会派（議会内において基本的政策の一致する議員によって結成された党会派をいう。以下同じ。）が必要と認めた事項 ③その他議長が必要と認めた事項	議長及び副議長並びに所属議員数4人以上の会派から選出された議員	議長（議長が選任されるまでの間は、議会事務局長）	20.9.1	
新潟県	正副委員長会議	委員会運営の基本的事項等に関する協議又は調整	正副議長並びに議会運営委員会、各常任委員会及び各特別委員会の正副委員長	議長	20.9.1	
新潟県	議員協議会	議会活動及び議会運営等に関する協議又は調整	全議員	議長（議長が選任されるまでの間は、議会事務局長）	20.9.1	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
新潟県	各党会派世話人会	一般選挙後、議会運営委員が選任されるまでの間の議会運営に関する協議又は調整	党会派から選出された議員	座長（座長が選任されるまでの間は、議事局長）	20.9.1	
新潟県	議会図書室運営委員会	議会図書室の運営に関する協議又は調整	議長が委嘱した議員	委員長（委員長が選任されるまでの間は、議長）	20.9.1	
新潟県	議会広報委員会	議会広報に関する協議又は調整	議長が選任した議員	委員長（委員長が選任されるまでの間は、議長）	20.9.1	
新潟県	新潟県政務活動協議会	政務活動費の効果的かつ適正な執行等に関する協議又は調整	正副議長及び会派（新潟県政務活動費の交付に関する条例（平成13年新潟県条例第33号）第5条第1項の規定により会派結成届を提出した会派をいう。）から選出された議員	会長	20.9.1	
富山県	各会派代表者会議	議会活動及び議会運営等の基本的事項に関する協議又は調整	議長、副議長及び各会派から選出された議員	議長	20.9.29	
富山県	正副委員長会議	委員会の活動及び運営等に関する協議又は調整	議長、副議長並びに常任委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長	議長	20.9.29	
富山県	全員協議会	議案の審査又は議会の運営等に関する協議又は調査	全議員	議長又は年長議員	20.9.29	
富山県	政策討論委員会	議員間の討論を通じた県政の重要課題等に関する協議又は政策提案	各会派から選出された議員	議長又は委員長	20.9.29	
富山県	組織議会世話人会	一般選挙後の議会構成及び議会運営等に関する協議又は調整	各会派から選出された議員	議長又は会議において互選した座長	20.9.29	
富山県	新議員説明会	県政の概要及び議会の運営等に関する調査又は調整	議長が別に定める議員	議長	20.9.29	
石川県	委員長会議	委員会運営のための協議を行うこと	議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、特別委員会委員長	議長	20.9.18	
石川県	意見書等調整会議	意見書及び決議の調整を行うこと	各会派の政策担当者	座長	20.9.18	
石川県	改革推進会議	議会改革の推進のための協議を行うこと	議長が指名した者	会長	22.9.6	
石川県	広報広聴会議	議会の広報及び広聴のための協議を行うこと	議長が指名した者	会長	22.9.6	
石川県	政策調査会	議会の政策立案及び政策提言のための協議を行うこと	議長が指名した者	会長	22.9.6	
石川県	予算委員会協議会	県政の課題、主要施策及び予算に関し協議を行うこと	予算委員会の委員	会長	24.2.21	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
福井県	全員協議会	提出された議案の審査、県政上特に重要な案件、議会の運営について	全議員	議長	20.10.17	
福井県	議案事前調査会	提出が予定されている議案の審査	全議員	議長	20.10.17	
福井県	委員長会議	委員会の円滑な運営	議長、副議長および議長がその都度指定した委員長	議長	20.10.17	
福井県	各派代表者会議	議案の審査、議会の運営	議長、副議長および各会派において選出された議員	議長	20.10.17	
福井県	世話人会	本会議の運営、全員協議会の運営	各会派において選出された議員	座長（座長が選出されるまでの間は議会事務局長）	20.10.17	
福井県	議会改革検討会議	議会の機能強化、議会の運営の改善	各会派において選出された議員	会長（会長が選出されるまでの間は議長）	20.10.17	
福井県	議員提出条例検討会議	議員が提出する条例の制定または改廃に係る議案	各会派において選出された議員	会長（会長が選出されるまでの間は議長）	20.10.17	
福井県	広報会議	議会の広報活動	各会派において選出された議員	会長（会長が選出されるまでの間は議長）	20.10.17	
山梨県	各会派代表者会議	議案の審査及び議会の運営に関する協議及び調整	議長、副議長及び各会派から選出された議員	議長	21.1.1	
山梨県	議会改革検討協議会	議会改革に関する協議	議長、副議長及び各会派から選出された議員	会長	21.1.1	
山梨県	正副委員長会議	委員会の運営に関する協議及び調整	議長、副議長並びに議会運営委員会及び各常任委員会の委員長及び副委員長	議長	21.1.1	
山梨県	県議会だより編集会議	県議会広報誌の編集に関する協議	議長、副議長及び所属議員の数が4人以上である会派の代表者	議長	21.1.1	
山梨県	図書室委員会	図書室の運営に関する協議及び調整	議長、副議長及び議長が指名する議員	議長	21.1.1	
山梨県	全員協議会	議案の審査及び議会の運営に関する協議及び調整（一般選挙後最初に開かれる全員協議会を除き、議長が特に必要と認める事項に係るものに限る。）	全議員	議長（一般選挙後最初に開かれる全員協議会にあつては、議会事務局長）	21.1.1	
山梨県	新人議員研修会	議案の審査及び議会の運営に係る手続に関する協議	一般選挙において新たに当選した議員（議員の経験者は除く。）	議長	21.1.1	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
山梨県	各党派代表世話人会(各派の代表者が選出されていない場合に限る。)	議会の運営に関する協議及び調整	各党派から選出された議員	構成員のうち最年長者(一般選挙後最初に開かれる各党派代表世話人会にあつては、議事事務局長)	21. 1. 1	
山梨県	政策立案特別検討会議	議会又は議員に関する条例を除いた政策的な行政関係条例の対象とすべき事項、知事その他の執行機関への政策提言、独自の政策立案の対象とすべき事項の協議	全議員	会長	26. 3. 27	
山梨県	政策立案調整会議	政策案作成等委員会の設置に関すること、政策案作成等委員会における調査、研究及び検討の状況に関すること、政策案例案及び政策提言等案の決定に関すること、制定した政策条例及び知事その他の執行機関に対して行った政策提言等の検証に関することについて協議	議長、副議長及び各党派から選出された議員	会長	26. 3. 27	
山梨県	政策案作成等委員会	政策条例案及び政策提言等案の作成に関すること、制定した政策条例及び知事その他の執行機関に対して行った政策提言等の検証に関することについて協議	政策立案調整会議議長が指名する議員	委員長	26. 3. 27	
長野県	各党派代表者との打合せ会議	議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整	議長及び副議長並びに所属議員2人以上の党派を代表する者	議長	20. 10. 14	
長野県	各派交渉会	各党派間の交渉、連絡等に関する協議又は調整	議長及び副議長、所属議員6人以上の党派から選ばれた議員、所属議員2人以上5人以下の党派から選ばれた議員、所属議員2人以上の党派に属しない議員の中から選ばれた議員並びに議会運営委員会の委員長及び副委員長	議長	20. 10. 14	
長野県	正副委員長会議	委員会活動の基本的事項に関する協議又は調整	議長及び副議長並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長(特別委員会においては、内定者を含む)	議長	20. 10. 14	
長野県	全員協議会	議長が必要と認めた重要な事項に関する協議又は調整	全議員	議長	20. 10. 14	
長野県	広報委員会	議会の広報の方法及び内容に関する事項等の協議又は調整	副議長及び所属議員2人以上の党派から選ばれた議員	委員長	20. 10. 14	
岐阜県	党派代表者会議	各党派間の連絡及び意見調整	議長、副議長及び各党派の代表者	議長	20. 9. 18	
岐阜県	正副委員長会議	議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の円滑かつ効果的な運営	議長及び副議長、議会運営委員会委員長及び副委員長、各常任委員会委員長及び副委員長並びに各特別委員会委員長及び副委員長	議長	20. 9. 18	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
岐阜県	岐阜県議会議史編集委員会	岐阜県議会議史の編集	議長が委嘱した議員	岐阜県議会議史編集委員会委員長	20.9.18	
岐阜県	岐阜県議会災害対策委員会	災害の発生に伴う諸対策の推進	全議員	岐阜県議会災害対策委員会委員長	20.9.18	
岐阜県	政治倫理審査会	議員が政治倫理に反するおそれが生じた場合の審査及び措置	議長が指名する議員	政治倫理審査会委員長	20.9.18	
岐阜県	議員協議会	県政の重要な事項に関する議員の理解の促進、県政への意見の反映、調査及び研究	全議員	議長	20.9.18	
岐阜県	常任・特別委員会全員協議会	各常任委員会又は各特別委員会の円滑かつ効率的な運営	各常任委員会委員又は各特別委員会委員	各常任委員会委員長又は各特別委員会委員長	20.9.18	
岐阜県	岐阜県議会活性化改革検討委員会	議会の活性化改革に関する調査及び検討	各会派より選出された議員	岐阜県議会活性化改革検討委員会委員長	20.9.18	
岐阜県	世話人会	県議会議員一般選挙後の議会運営に関する協議	2名以上の議員を有する会派より選出された議員	議会事務局長	20.9.18	
岐阜県	岐阜県議会議員提案条例検討会	条例化を前提とした政策項目の調整及び条例案に係る意見調整	議長、副議長、各会派の代表者及び各常任委員会委員長	議長	24.6.19	
静岡県	各会派代表者会議	議会の重要事項又は異例な事項（原則として議会運営委員会の協議事項を除く）に関する協議又は調整のため	議長、副議長、各会派の代表者及び各議会運営委員会委員長	議長	20.10.24	
静岡県	全員協議会	本会議に関する予備的協議及び県の重要施策、災害等の特定事項に関する協議又は調整のため	全議員	議長	20.10.24	
静岡県	委員長会議	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会に共通する委員会の運営に関する協議又は調整のため	議長、副議長、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び各特別委員会委員長	議長	20.10.24	
静岡県	広報委員会	議会の広報に関する協議又は調整のため	議長、副議長、議会運営委員会委員長及び各会派から選出された議員	広報委員会委員長	20.10.24	
静岡県	議会運営世話人会議	一般選挙後、組織議会までの間における議会の運営に関する協議又は調整のため	議長、副議長及び各会派から選出された議員	議会運営世話人会議座長	20.10.24	
静岡県	新議員調整会議	新議員による議会の運営に関する協議又は調整のため	新議員	議長	20.10.24	
静岡県	議員選挙区等調査特別委員会	県議会議員の選挙区及び配当定数等に関する協議又は調整のため	各会派から選出された議員	議員選挙区等調査特別委員会委員長	20.10.24	
静岡県	議会運営等改善検討委員会	議会運営等の改善に関する協議又は調整のため	各会派から選出された議員	議会運営等改善検討委員会委員長	20.10.24	
愛知県	団長会議	議会の事務の執行について議長が必要であると認められた事項の協議又は調整	議長、副議長及び各会派の代表者	議長	20.10.14	
愛知県	幹事長会議	議長又は議会運営委員会が必要であると認められた事項の協議又は調整	議長、副議長及び各会派において選出された者	議長	20.10.14	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
愛知県	総務・政審会長会議	請願に関する意見交換並びに意見書案及び決議案に関する協議又は調整	議長、副議長及び会派において選任された者	議長	20.10.14	
愛知県	委員長会議	委員会運営の基本方針等の協議又は調整	議長、副議長及び委員長	議長	20.10.14	
愛知県	議案説明会	議案審議のための調査等の協議又は調整	全議員	議長	20.10.14	
愛知県	政策条例策定検討会	議員提案による政策に関する条例の策定の協議又は調整	全議員のうちから選任された者	全議員のうちから代表者として選任された者	20.10.14	
愛知県	議員全員協議会	議会活動及び議会運営等の基本的事項に関する協議又は調整	全議員	全議員のうちから代表者として選任された者	20.10.14	
愛知県	各派世話人選出準備会	議会の組織及び運営に関する事項の協議又は調整	議長、副議長及び会派において選任された者	議長	20.10.14	
愛知県	各派世話人会	議会の組織及び運営に関する事項の協議又は調整	会派において選任された者	議長又は全議員のうちから代表者として選任された者	20.10.14	
愛知県	政治倫理審査会	政治倫理に係る個別案件の審査等の協議	会派において選任された者	全議員のうちから代表者として選任された者	20.10.14	
三重県	代表者会議	議会の活動、運営等の基本的事項に関し協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び会派から選出する議員	議長	20.9.1	
三重県	全員協議会	県政の課題、議会の運営等に関し協議又は調整を行うこと。	全議員	議長	20.9.1	
三重県	議案聴取会	議案等に関し提出者の説明を聴取して協議を行うこと。	全議員	議長	20.9.1	
三重県	委員長会議	委員会の運営等に関し協議又は調整を行うこと。	議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長	議長	20.9.1	
三重県	広聴広報会議	議会の広聴広報に関し協議又は調整を行うこと。	副議長及び会派から選出する議員（11人以内で構成）	副議長	20.9.1	
三重県	各派世話人会	一般選挙後議会運営委員等が選任されるまでの間、議会の運営等に関し協議又は調整を行うこと。	会派から選出する議員	座長（座長が選任されるまでの間は、事務局長）	23.5.2	
滋賀県	各会派代表者会議	役員改選その他議会の議事等に関する各会派間の連絡、協議または調整	議長、副議長および各会派から選出された議員	議長	20.9.22	
滋賀県	議会改革検討委員会	議長の諮問を受けた議会改革の諸課題に関する協議または調整	各会派から選出された議員	議会改革検討委員会委員長（最初に開かれる議会改革検討委員会にあつては、議長）	20.9.22	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
滋賀県	委員会協議会	委員会の審議、運営等に関する協議または調整	委員会委員	委員長	20.9.22	
滋賀県	委員会理事会	委員会運営に関する協議または調整	委員長、副委員長および理事	委員長	20.9.22	
滋賀県	全員協議会	議案の説明および議会運営の基本的事項に関する連絡、協議または調整	全議員	議長（最初に開かれる全員協議会にあっては、世話人会代表）	20.9.22	
滋賀県	一般質問等運営会議	本会議における質疑、質問等の運営に関する協議または調整	議会運営委員会委員長および各会派から選出された議員	議会運営委員会委員長	20.9.22	
滋賀県	意見書等調整会議	意見書等に関する協議または調整	議会運営委員会委員長および各会派から選出された議員	議会運営委員会委員長	20.9.22	
滋賀県	正副委員長会議	当該年度の委員会運営に関する連絡、協議または調整	議長、副議長ならびに各委員会委員長および副委員長	議長	20.9.22	
滋賀県	各党派代表会議	世話人会の構成、人選等に関する協議または調整	議長、副議長および各会派から選出された議員	議長	20.9.22	
滋賀県	世話人会	一般選挙後に新議会を組織するまでの諸事項に関する協議または調整	各会派から選出された議員	世話人会代表（最初に開かれる世話人会にあっては、議長）	20.9.22	
滋賀県	県政概要説明会	審議の充実に必要な県の重要施策、課題等に関する聴取または協議	全議員	議長	20.9.22	
滋賀県	議会概要説明会	議会運営の基本的事項に関する聴取または協議	初当選議員	議長	20.9.22	
滋賀県	議員定数検討委員会	滋賀県議会の定数および選挙区ならびに各選挙区において選挙すべき議員の数に関する協議または調整	各会派から選出された議員	議員定数検討委員会委員長（最初に開かれる議員定数検討委員会にあっては、議長）	20.9.22	
京都府	全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整	全議員	議長又は世話人会座長	20.10.10	
京都府	議員団長会議	議会の運営に関する協議又は調整	議長、副議長及び議員団長	議長	20.10.10	
京都府	理事調整会議	議会の運営に関する協議又は調整	議長、副議長及び議会運営委員会理事	議会運営委員長	20.10.10	
京都府	世話人会	一般選挙後、議会運営委員会が設置されるまでの議会の運営に関する協議又は決定	前期の議長経験議員、副議長経験議員及び議会運営委員長経験議員のうち世話人会座長が招集する者、臨時議長（年長議員）並びに会派代表者	世話人会座長	20.10.10	
京都府	世話人調整会議	一般選挙後、議会運営委員会が設置されるまでの議会の運営に関する協議又は調整	前期の議長経験議員、副議長経験議員及び議会運営委員長経験議員のうち世話人会座長が招集する者、臨時議長（年長議員）並びに会派代表者	世話人会座長	20.10.10	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
京都府	正副委員長会	常任委員会又は特別委員会（予算特別委員会、決算特別委員会及び府政に係る基本的な計画の策定等の調査、審査のために設置された特別委員会を除く。以下同じ。）の運営に関する協議又は調整	常任委員会又は特別委員会の委員長及び副委員長	常任委員会又は特別委員会の各委員長	20.10.10	
京都府	正副委員長・幹事協議会	予算特別委員会、決算特別委員会又は府政に係る基本的な計画の策定等の調査、審査のために設置された特別委員会（以下「予算特別委員会等」という。）の運営に関する協議又は調整	予算特別委員会等の委員長、副委員長及び幹事	予算特別委員会等の各委員長	20.10.10	
京都府	常任・特別委員会合同委員長会議	常任委員会及び特別委員会に共通する運営に関する協議又は調整	議長、副議長、常任委員会及び特別委員会の委員長	議長	20.10.10	
京都府	政策調整会議	議員提案による政策条例の立案に関する協議又は調整	会派から推薦された議員	政策調整会議座長	21.3.27	
京都府	広報広聴会議	議会の広報又は広聴に関する協議又は調整	会派から推薦された議員	広報広聴会議座長	24.5.22	
大阪府	議員全員協議会	議会運営委員会が必要があると認められた事項について協議する	全議員	議長	20.10.24	
大阪府	議会運営委員合理事会	議会運営委員会から委任された事項及び委員長が必要と認められた事項について協議する	議会運営委員会の委員長、副委員長及び理事	委員長	20.10.24	
大阪府	委員会委員協議会	各常任委員会又は各特別委員会の委員長が必要があると認められた事項について協議する	各常任委員会又は各特別委員	各委員長	20.10.24	
大阪府	委員会代表者会議	各常任委員会又は各特別委員会の運営等について協議する	各常任委員会又は各特別委員会の委員長、副委員長及び各会派から推薦のあった委員	各委員長	20.10.24	
大阪府	議会運営委員会合同会議	議会運営委員会の委員長が必要があると認められた事項について協議する	議会運営委員会の委員長及び副委員長の委員並びに関係する常任委員会又は特別委員会の委員長及び副委員長	議会運営委員会委員長	20.10.24	
大阪府	議会運営協議会	一般選挙後議会運営委員会が設置されるまでの間、議会の運営等に関する事項を協議する	各会派から推薦のあった議員	議会事務局長	20.10.24	
大阪府	政務調査委員会	議会運営委員会から委任された意見書案及び決議案並びに議員提出の政策条例案について協議する	議会運営委員会の副委員長及び議会運営委員の所属する各会派の政務調査会長	委員長	20.10.24	
大阪府	広報委員会	議会運営委員会から委任された府議会の広報に関する必要な事項を協議する	議会運営委員の所属する各会派から推薦された議員	委員長	20.10.24	
大阪府	海外行政調査運営委員会	議会運営委員会から委任された府議会の海外行政調査の実施に関する必要な事項を協議する	議会運営委員会の委員長及び副委員長の幹事に議会運営委員の所属する各会派の幹事	委員長	20.10.24	
大阪府	議会史編さん委員会	議会運営委員会から委任された府議会史に関する重要な事項について協議する	議会運営委員会の委員長及び副委員長の幹事に議会運営委員の所属する各会派の幹事	委員長	20.10.24	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
大阪府	議会構成委員会	議会運営委員会から委任された府議会の構成に関し必要な事項を協議する	議会運営委員の所属する各会派から推薦された議員	委員長	20.10.24	
大阪府	関西広域連合連携協議会	関西広域連合及び関西広域連合議会との情報共有とともに、関西広域連合及び関西広域連合議会との連携のために必要な事項を協議する	議会運営委員会の委員長、副委員長、理事及び議会運営委員の所属する各会派の政務調査会長並びに関西広域連合議会議員である議員	座長	24.2.23	
兵庫県	各会派代表者会議	議会運営上の重要事項及び議会全体に関わる庶務的事項等の協議又は意見調整	議長、副議長、議長が指名する会派の代表者（ただし、第1会派については2名）並びに議会運営委員会の委員長及び副委員長	議長	20.9.25	法第100条第12項施行前から設置
兵庫県	各会派政務調査会長会	議会における政策形成に必要な協議又は意見調整	議長が指名する会派の政務調査会長（ただし、第1会派については政務調査会長のほか政務調査副会長1名）	議長	20.9.25	法第100条第12項施行前から設置
兵庫県	広報委員会	議会広報に関わる基本的な事項についての協議又は意見調整	副議長及び議長が指名する会派の代表者（ただし、第1会派については2名）	議長	20.9.25	法第100条第12項施行前から設置
兵庫県	正副常任委員長会議	常任委員会の運営上必要な事項の協議又は意見調整	議長、副議長並びに各常任委員会の委員長及び副委員長	議長	20.9.25	法第100条第12項施行前から設置
兵庫県	地方議会協議会	県議会と市議会・町議会の意見交換を通じた情報の共有及び政策形成機能の向上	議長、副議長及び議長が指名する会派の政務調査会長	議長	20.9.25	法第100条第12項施行前から設置
兵庫県	新議会世話人会設置準備会	一般選挙後、新議会における結成見込みの会派の確定及び新議会世話人会の発足等に向けた協議又は意見調整	議長、副議長、新議会において結成見込みの会派の代表者（ただし、第1会派については2名）並びに議会運営委員会の委員長及び副委員長	議長	20.9.25	法第100条第12項施行前から設置
兵庫県	新議会世話人会	一般選挙後、初議会が召集されるまでの間における新議会発足後の議会運営上の基本的な事項等の協議又は意見調整	議長、副議長、新議会において結成見込みの各会派のうち新議会世話人会設置準備会で決定された比率により選出された関係会派の議員及びオブザーバーとして関係会派以外の会派から各1名の議員	新議会世話人会座長（ただし、第1回目の新議会世話人会については議長）	20.9.25	法第100条第12項施行前から設置
兵庫県	兵庫県議会情報公開審査会	議長からの意見の求めに応じて、公開決定等に対する不服申立てに係る調査審議	議長が指名する議員（10名以内）	審査会会長	20.9.25	法第100条第12項施行前から設置
兵庫県	関西広域連合連携協議会	県議会と関西広域連合及び関西広域連合議会との情報共有及び意見交換並びに県議会と関西広域連合及び関西広域連合議会との連携に係る総合的な協議及び意見調整	議長、副議長、関西広域連合議会議員である議員、議長が指名する会派の代表者（ただし、第1会派については2名）及び政務調査会長	議長	23.10.6	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
奈良県	各派代表者会	県政全般の諸問題についての執行機関及び各会派間の意見調整	所屬議員3人以上を有する会派を代表する者各1人並びに議長、副議長及び議会運営委員会の委員長	議長	21. 1. 1	
奈良県	各派連絡会	各派代表者会から調整を委ねられた事項の協議又は調整	議長、副議長及び議会運営委員会の委員長並びに会派を代表する者(各会派を代表する者の数は、協議により定める。)	議長	21. 1. 1	
奈良県	正副委員長会議	各委員会の共通事項についての協議又は連絡調整	議長、副議長並びに議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の委員長及び副委員長	議長	21. 1. 1	
奈良県	議員全員協議会	県政上重要な案件等についての協議又は調整	全議員	議長 議会事務局長	21. 1. 1	
奈良県	世話人会	一般選挙後、議会運営委員会が構成されるまでの間における議会運営についての協議又は調整	当該一般選挙に係る直前の議長、副議長及び議会運営委員会の委員長並びに会派を代表する者各1人	座長	21. 1. 1	
奈良県	広報委員会	議会広報の実施についての基本的な事項の協議又は調整	議会運営委員会の委員長及び会派を代表する者各1人(第1会派については、2人)	座長	21. 1. 1	
奈良県	意見書調整会議	意見書に関する調整	会派を代表する者各1人(第1会派については、2人)及び無所属議員	座長	21. 1. 1	
奈良県	図書室委員会	図書室の運営についての協議又は調整	議会運営委員会の委員	委員長	21. 1. 1	
奈良県	政策検討会議	県政の課題に関する協議又は調整	会派から選出された議員	委員長	22. 12. 14	
奈良県	議会改革推進会議	議会改革の推進に関する基本的な事項についての協議又は調整	会派から選出された議員	委員長	22. 12. 14	
奈良県	情報公開審査会	議長からの意見の求めに応じて行う開示決定等についての行政不服審査法(昭和37年法律第160号)による不服申立てに係る調査審議	議長が指名する議員	会長	21. 1. 1	
和歌山県	全員協議会	議会活動及び議会運営等の基本的な事項に関する協議又は調整	全議員	議長	20. 9. 26	
和歌山県	会派代表者会議	議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整	議長、副議長及び各会派から選出される議員	議長	20. 9. 26	
和歌山県	議会改革検討委員会	議会改革に関する協議又は調整	議長、副議長、正副議会運営委員長及び各会派から選出される議員	座長	20. 9. 26	
和歌山県	条例案検討会	政策条例案の作成のための協議又は調整	各会派から選出される議員	座長	20. 9. 26	
和歌山県	図書委員会	図書の運営に関する協議又は調整	議会運営委員	委員長	20. 9. 26	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
和歌山県	議員初総会	議会活動及び議会運営等の基本的事項に関する協議又は調整	全議員	事務局長	20.9.26	
和歌山県	世話人会	議会活動及び議会運営等に関する協議又は調整	議員初総会で選出される議員	座長	20.9.26	
鳥取県	代表者会議	議会又は議員に関する事項（法第109条の2第4項各号に掲げる事項を除く。）について協議又は調整を行う。	議長、副議長及び交渉団体（所属議員が議員定数の10分の1以上の会派又は議員定数の10分の1以上の議員で結成された団体（議長が議長運営委員会に諮って定めたものに限る。）をいう。以下同じ。）の代表者各2名	議長	20.9.19	交渉団体以外の各会派の代表者各1名及び各会派に属さない議員は、当該会議に出席して意見を述べるることができる。
鳥取県	議員全員協議会	県政の重要課題及び議会に関する事項で、議員全員で協議する必要があるものについて協議又は調整を行う。	すべての議員	議長（一般選挙後議長が選挙されるまでの間においては、事務局長（法第138条第3項に規定する事務局長をいう。以下同じ。））	20.9.19	
鳥取県	正副委員長会議	委員会の運営に関する事項について協議又は調整を行う。	各常任委員会及び各特別委員会の委員長及び副委員長	議長	20.9.19	
鳥取県	議会改革推進会議	議会の在り方及び当面の諸課題について協議又は調整を行う。	議長、副議長、各交渉団体から選出された議員各2名及び交渉団体に属さない議員から選出された議員2名	議長	20.9.19	
鳥取県	広報委員会	議会が発行する広報紙の企画、編集及び校正について協議又は調整を行う。	副議長及び各会派に所属する議員の数を勘案して議長が指名した議員5名	委員長（委員会において委員長が選出されるまでの間においては、事務局長）	24.3.14	
鳥取県	政策調整会議	議員の提案する政策条例、意見書等（以下「政策条例等」という。）について協議又は調整を行う。	所属議員が議員定数の12分の1以上の会派から選出された議員各1名及び当該会派に属さない議員であって政策条例等を提案しようとするものの代表者1名	議長	23.7.1	当該会派以外の各会派の代表者各1名及び各会派に属さない議員（政策条例等を提案しようとする者を除く。）は、当該会議に出席して意見を述べるべき。

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
鳥取県	世話人会	一般選挙後最初に招集される議会の運営等に関する協議又は調整を行う。	議員全員協議会において選出された議員	座長（世話人会において座長が選出されるまでの間にあっては、事務局長）	20. 9. 19	
鳥根県	全員協議会	県政上の重要な事項、情報等について執行機関から説明の聴取等を行う。	全議員	議長（議長が選任されるまでの間にあっては、事務局長）	20. 12. 26	
鳥根県	各派代表者会議	議会運営に関する事項について協議又は調整を行う。	議長及び副議長（一般選挙後最初の会議において議長及び副議長が選任されるまでの間にあっては、一般選挙により新たに選挙された議員中年長の議員（以下「年長議員」という。）並びに所属議員数3人以上の会派（以下「会派」という。）の代表者	議長（議長が選任されるまでの間にあっては、事務局長）	20. 12. 26	
鳥根県	委員長会議	委員会運営に関する事項について協議又は調整を行う。	議長、副議長並びに議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の委員長	議長	20. 12. 26	
鳥根県	広報委員会	議会の広報、広聴活動に関する事項等について調査又は審議を行う。	議長が選任した議員	委員長（委員長が選任されるまでの間にあっては、議長）	20. 12. 26	
鳥根県	世話人会	一般選挙後、議会運営協議会が構成されるまでの間において、議会運営に関する事項について協議又は調整を行う。	議長、副議長、議会運営委員会委員長、会派から選出された議員及び年長議員（一般選挙により新たに選挙された議員の任期開始後においては、それまで議長であった議員、副議長であった議員、議会運営委員会委員長であった議員及び会派から選出された議員であった議員並びに年長議員）	議長（議長が選任されるまでの間にあっては、事務局長）	20. 12. 26	
鳥根県	議会運営協議会	一般選挙後、議会運営委員会が構成されるまでの間において、議会運営に関する事項について協議又は調整を行う。	年長議員及び会派から選出された議員	事務局長	20. 12. 26	
岡山県	全員協議会	議会活動、議会運営等の基本的事項に関する協議及び調整	全議員	議長	20. 9. 8	
岡山県	委員長会議	委員会活動、委員会運営等の基本的事項に関する協議及び調整	議長、副議長及び全委員会の委員長	議長	20. 9. 8	
岡山県	世話人会	一般選挙後、最初の議会までの間における議会活動、議会運営等の基本的事項に関する協議及び調整	各会派から選出された議員	議長又は事務局長	20. 9. 8	
岡山県	岡山県議会情報公開審査会	岡山県議会情報公開条例（平成13年岡山県条例第84号）の規定による諮問に係る不服申立てに関する調査審議及び意見の具申	議長が指名する議員	審査会の会長	20. 9. 8	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
岡山県	岡山県議会個人情報保護審査会	岡山県議会個人情報保護条例（平成17年岡山県条例第79号）の規定による諮問に係る不服申立てに関する調査審議及び意見の具申	議長が指名する議員	審査会の会長	20.9.8	
岡山県	地域公共政策研究会	県議会として、県政及び議会運営に関する具体的な政策課題の解決に向けた立案をしていくための研究を行う。	全議員	座長（議長）	24.1.4	
広島県	全員委員会	議案に係る説明の聴取等	全議員	議長	20.10.9	
広島県	常任委員会正副委員長会議	常任委員会の運営等に係る基本的事項に関する協議又は調整	議長、副議長、常任委員会の委員長及び副委員長並びに議会運営委員長	議長	20.10.9	
広島県	特別委員会正副委員長会議	特別委員会の運営等に係る基本的事項に関する協議若しくは調整又は調査経過等の報告	議長、副議長、特別委員会の委員長及び副委員長並びに議会運営委員長	議長	20.10.9	
広島県	各派代表者会議	議会運営に係る重要事項に関する協議又は調整	議長、副議長、所属議員数5人以上の会派の代表者及び議会運営委員長	議長	20.10.9	
広島県	各派世話人会議	改選後の議会運営に係る重要事項に関する協議又は調整	議長であった者、所属議員数5人以上の会派の代表者及び改選前に議会運営委員会の委員長又は副委員長であった者	事務局長	20.10.9	
広島県	議会運営委員会理事会	議会運営委員会の運営に関する協議又は調整	議会運営委員会の委員長及び副委員長並びに議会運営委員長が指名する理事	議会運営委員会委員長	20.10.9	
広島県	議会運営協議会	改選後の臨時会の運営に関する協議又は調整	所属議員数5人以上の会派から選出された議員	事務局長	20.10.9	
広島県	広島県議会広報委員会	議会広報の実施に関する協議	所属議員数5人以上の会派から選出された議員	委員長	20.10.9	
広島県	広島県議会政策条例検討委員会	政策条例の立案に関する検討及び調整	所属議員数5人以上の会派から選出された議員	委員長	20.10.9	
広島県	広島県議会情報公開・個人情報保護審査会	広島県議会情報公開条例（平成14年広島県条例第25号）又は広島県議会個人情報保護条例（平成17年広島県条例第66号）の規定に基づき意見を求められた事項の審議	議長に指名された議員5人以上	会長	20.10.9	
広島県	広島県議会政治倫理審査会	広島県議会議員の政治倫理に関する条例（平成19年広島県条例第55号）の規定に基づき審査請求された事項の審査	議長に指名された議員12人以上	委員長	20.10.9	
広島県	議会改革推進委員会	県議会改革の推進に係る議長の諮問事項に関する調査及び検討	所属議員数5人以上の会派から選出された議員及び議会運営委員長	委員長	20.10.9	
山口県	全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関し全ての議員の出席を求めて行うべき協議又は調整	全ての議員	議長	20.10.14	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
山口県	世話人会	一般選挙後最初の議会において、議会運営委員会が選任されるまでの間における議会の運営等に関する協議又は調整	一般選挙により新たに選挙された年長の議員及び各会派から選出された議員で年長の議員が定めるもの	一般選挙により新たに選挙された年長の議員	23. 7. 12	
山口県	議会改革検討協議会	議会活動の充実強化のための改革に関する協議	議会運営委員会が所属する会派に所属する議員及び議長が定める議員	出席する議員の互選により選出された会長（会長が選出されていない場合は、議長）	23. 7. 12	
山口県	政策立案等検討会	議員の提案に係る政策又は提言に関する協議	議会運営委員会が所属する会派に所属する議員及び議長が定める議員	出席する議員の互選により選出された会長（会長が選出されていない場合は、議長）	20. 10. 14	
山口県	選挙区問題検討協議会	議員の定数、選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する協議又は調整	議会運営委員会が所属する会派に所属する議員及び議長が定める議員	出席する議員の互選により選出された会長（会長が選出されていない場合は、議長）	23. 7. 12	
徳島県	徳島県議会会長・幹事長会	議会の審査又は議会の運営に関し会派（所属議員が4人以上のものに限る。）間の協議又は調整を行うこと。	議長、副議長並びに会派の会長及び幹事長（所属議員の人数が会派間の協議により定める人数以上の会派にあつては、会長、幹事長及び当該会派の会長がその所属議員のうちから指定する者。この場合において、当該指定する所属議員の人数は、会派間の協議により定める。）	議長	20. 10. 24	
徳島県	徳島県議会政策条例検討会議	議員が提出する政策条例の議案の作成に関し協議又は調整を行うこと。	会派（所属議員が1人の場合を含む。）の代表者がその所属議員のうちから指定する者。この場合において、当該指定する所属議員の人数は、会派（所属議員が4人以上のものに限る。）間の協議により定める。	座長	24. 7. 17	
香川県	香川県議会全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関する協議又は調整	全議員	議長	20. 9. 12	
香川県	香川県議会派連絡会	議会の活動及び運営の基本的事項に関する協議又は調整	議長、副議長、所属議員4人以上の会派から選出された議員及び議長が出席を認めた議員	議長	20. 9. 12	
香川県	香川県議会委員長会	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の活動及び運営に関する協議又は調整	議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び特別委員長	議長	20. 9. 12	
香川県	基本計画議決等条例調査検討委員会	香川県行政に係る基本計画の議決等に関する条例（平成16年香川県条例第39号）の施行に関する協議又は調整	議長、副議長及び各会派から選出された議員	委員長	20. 9. 12	
香川県	香川県議会改革検討委員会	議会における各種改革に関する協議又は調整	議長、副議長及び所属議員2人以上の会派から選出された議員	委員長	20. 9. 12	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
香川県	香川県議会広報委員会	議会の広報に関する協議又は調整	議長が指名した議員	委員長	20.9.12	
香川県	香川県議会情報公開審査会	香川県議会情報公開条例（平成12年香川県条例第79号）第21条の審査	議長が指名した議員	会長	20.9.12	
香川県	香川県議会個人情報保護審査会	香川県議会個人情報保護審査会規程（平成17年香川県議会告示第3号）第1条の審査等	議長が指名した議員	会長	20.9.12	
愛媛県	世話人会	一般選挙後の議会の構成及び臨時会の運営に関し協議又は調整を行う。	議長及び議長が選任した議員	議長	20.10.17	
愛媛県	議員協議会	議会活動及び議会運営上の基本的な事項に関し協議又は調整を行う。	全議員	議長	20.10.17	
愛媛県	各党派代表者会議	議会活動及び議会運営上の重要な事項に関し協議又は調整を行う。	議長、副議長及び議長が各党派から選任した議員並びに議会運営委員会の委員長及び副委員長	議長	20.10.17	
愛媛県	正副委員長会議	常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の運営に関し協議又は調整を行う。	議長、副議長並びに各委員会の委員長及び副委員長	議長	20.10.17	
愛媛県	購入図書選定委員会	購入する図書の選定について協議を行う。	議長が選任した議員	委員長	20.10.17	
愛媛県	議会史編さん委員会	議会史の編さんについて協議を行う。	議長が選任した議員	委員長	20.10.17	
高知県	各派代表者会	議会の活動、運営等の基本的な事項及び図書室の運営に係る事項に関し協議及び調整を行うこと	議長、副議長及び各党派を代表する議員	議長	20.10.21	
福岡県	代表者会議	会派間の意見調整その他議会運営上必要な事項に関する協議又は調整	議長、副議長及び5名以上の所属議員を有する会派の代表者	議長（改選後の会議については、議長が別に定める。）	20.10.10	
福岡県	常任委員長会議	常任委員会の運営等に関する共通事項の取り扱いの協議及び委員会間の連絡調整	常任委員会の委員長	議長	20.10.10	
福岡県	意見書等調整会議	意見書案、議決案等に関する会派間の連絡調整	2名以上の所属議員を有する会派から選出された議員	座長	20.10.10	
佐賀県	図書室運営委員会	図書室の予算、諸規程その他必要な事項の調査審議	佐賀県議会図書室設置条例(昭和38年佐賀県条例第23号)第五条に規定する図書室運営委員	議長	22.3.25	
佐賀県	世話人会	一般選挙後に議会運営委員会が組織されるまでの間の議会運営及び議会構成に関する事項の協議	議長、副議長及び各党派を代表する議員	事務局長	22.3.25	
佐賀県	選挙管理委員等選考委員会	選挙管理委員会の委員及び補充員の選考に関する事項の協議	議長、副議長、議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各党派から選出された議員	委員長(委員長が選出されるまでは議長)	22.3.25	
佐賀県	選挙区及び定数検討委員会	県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項の協議	議長、副議長、議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各党派から選出された議員	委員長(委員長が選出されるまでは議長)	22.3.25	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
佐賀県	政策条例検討委員会	政策条例の立案及び調査研究に関する事項の協議	議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	委員長(委員長が選出されるまでは議会運営委員長)	22. 3. 25	
佐賀県	議会改革検討委員会	議会改革に関する事項の協議	議長、副議長、議会運営委員長、議会運営委員会副委員長及び各会派から選出された議員	委員長(委員長が選出されるまでは議長)	22. 3. 25	
佐賀県	新人議員説明会	議会の運営及び県政の概要に関する事項の説明	一般選挙において初めて当選した議員	事務局長	22. 3. 25	
長崎県	全員協議会	議会の運営及び活動等に関する基本的事項の協議・調整	全議員	議長	20. 9. 16	
長崎県	各派代表者会議	議会の運営及び活動等に関する事項の各会派相互間の協議・調整	議長、副議長、議会運営委員長及び各会派から選出された議員	議長	20. 9. 16	
長崎県	委員長会議	委員会の運営及び活動等に関する事項の協議・調整	議長、副議長、議会運営委員長、常任委員長及び特別委員長	議長	20. 9. 16	
長崎県	広聴広報協議会	議会の広聴広報活動に関する協議・調整のため	各派から選出された議員	座長	24. 4. 1	26. 4. 30廃止
長崎県	条例制定検討協議会	議員が提案する条例案に関する協議・調整のため	各派から選出された議員	座長	24. 4. 1	26. 4. 7廃止
熊本県	全員協議会	議会活動又は議会運営に関し必要な協議又は調整を行う。	全議員	議長	20. 10. 3	
熊本県	熊本県議会災害対策協議会	災害の発生に際し、応急復旧対策の協議、被災地の現地調査、関係機関への要望活動等に関し協議又は調整を行う。	議長、副議長、議会運営委員会委員、常任委員長及び災害ごとに議長が指名する議員	熊本県議会災害対策協議会会長	20. 10. 3	
熊本県	世話人会	一般選挙後議会運営委員会が組織されるまでの間、議会の運営等に関し協議又は調整を行う。	各会派(3人以上)の議員が所属するものに限る。)から選出された議員及び世話人会が必要と認めた議員	議会事務局長	20. 10. 3	
熊本県	熊本県政治倫理審査会	議員による政治倫理に反するおそれが生じた場合に審査を行う。	議長が指名する7人の議員	熊本県政治倫理審査会委員長及び副委員長がともにないと議長)	20. 10. 3	
大分県	全員協議会	全議員の協議、了承、周知を求めたい案件が生じた場合の協議、調整	全議員	議長	20. 9. 4	
大分県	各会派代表者会	議会の運営に関する各会派間の協議、調整	議長、副議長、議会運営委員長、各会派代表者会1名	議長	20. 9. 4	
大分県	広報委員会	広報活動全般の基本的事項についての協議、調整	副議長、議長の指名する議員	委員長	20. 9. 4	
宮崎県	全員協議会	県政の重要課題、議会の運営の基本的事項等に関する協議又は調整を行うこと。	全議員	議長	20. 10. 10	
宮崎県	各会派代表者会議	県政の課題、議会の運営等に関する協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び各会派から選出された議員	議長	20. 10. 10	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
宮崎県	委員長会議	委員会の運営等に関する協議又は調整を行うこと。	議長、副議長、常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長	議長	20.10.10	
宮崎県	広報委員会	議会の広報の基本的事項に関する協議又は調整を行うこと。	副議長及び議会運営委員会を構成する会派から選出された議員	委員長	20.10.10	
宮崎県	政策条例検討会議	議員が提案する条例に関する協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び議会運営委員会を構成する会派から選出された議員	議長	20.10.10	
宮崎県	宮崎県議会公文書開示審査会	宮崎県議会情報公開条例（平成14年宮崎県条例第27号、以下「条例」という。）の規定に基づく議会の保有する情報の公開に関する協議又は調整を行うこと。	条例第21条第2項の規定により指名された議員	会長	20.10.10	
宮崎県	世話人会	一般選挙後、当該選挙による議員任期開始までの間において、議会の運営等に関する協議又は調整を行うこと。	議長、副議長、議長経験のある議員及び各会派から選出された議員	議長	20.10.10	
宮崎県	議会運営臨時会議	一般選挙による議員任期開始から議会運営委員会が組織されるまでの間において、議会の運営等に関する協議又は調整を行うこと。	議長、副議長及び各会派代表者会議において選出された議員	議長	20.10.10	
宮崎県	宮崎県議会災害等対策協議会	大規模災害等の発生に際して、議会としての当面の対応に関する協議又は調整を行うこと。	全議員	議長	24.4.1	
鹿児島県	全員協議会	県政の課題、議会の運営等に関する協議又は調整を行うこと	全議員	議長	20.9.17	
鹿児島県	会派代表者会議	議会の活動、運営等の基本的事項に関し協議又は調整を行うこと	正副議長、正副議会運営委員長及び会派から選出された議員	議長	20.9.17	
鹿児島県	委員長会議	委員会の運営等に関する協議を行うこと	正副議長、正副議会運営委員長、常任委員長及び特別委員長	議長	20.9.17	
鹿児島県	請願・陳情検討会	請願・陳情の取扱いについて協議を行うこと	会派から選出された議員	請願・陳情検討会会長	20.9.17	
鹿児島県	予算説明会	予算案に関し提案者の説明を聴取し協議を行うこと	正副議長、正副議会運営委員長、正副予算特別委員長、代表質問予定議員及び会派から選出された議員	議長	20.9.17	
鹿児島県	災害対策協議会	災害復旧促進の調査審議を行い、その対策を講ずること	会派から選出された議員	災害対策協議会会長	20.9.17	
鹿児島県	桜島火山対策協議会	桜島の火山活動に対応し、地域住民の安全確保等の対策を協議すること	正副議長及び会派から選出された議員	桜島火山対策協議会会長	20.9.17	
鹿児島県	広報委員会	議会広報に関し協議を行うこと	会派から選出された議員	広報委員会委員長	20.9.17	
鹿児島県	政策立案推進検討委員会	政策提言案の検討及び政策条例の対象とすべき事項の調査等を行うこと	会派から選出された議員	政策立案推進検討委員会委員長	20.9.17	
鹿児島県	条例案調整会議	政策条例の制定の適否等の調査審議を行うこと	会派から選出された議員	議長	20.9.17	

都道府県名	名称	目的	構成員	招集権者	設置した年月日	備考
鹿児島県	条例案作成委員会	条例案調整会議において制定が適当であるとされた政策条例に関し協議を行い、条例案を作成すること	会派から選出された議員	条例案作成委員会委員長	20.9.17	
鹿児島県	政治倫理審査会	議員の政治倫理基準の遵守状況の審査を行うこと	議会運営委員長及び会派から選出された議員	政治倫理審査会委員長	20.9.17	
鹿児島県	世話人会	一般選挙後の臨時議会が招集され議会運営委員会が発足するまでの間、議会運営に関し協議を行うこと	正副議長及び会派から選出された議員	代表世話人	20.9.17	
沖縄県	各派代表者会	議会運営委員会から委ねられた事項、議長が必要と認められた事項等の協議又は調整	議長、副議長、議会運営委員長、各会派の代表者、会派に所属しない議員及び議長が特に必要と認める議員	議長	20.9.18	
沖縄県	議会改革推進会議	議長の諮問を受けた議会改革の推進に関する協議	各会派から推薦された議員及び会派に所属しない議員	議会改革推進会議委員長	24.7.18	